

令和5年度青森県あおり産品消費宣伝対策強化促進事業募集要領

※本事業は、令和5年度当初予算の成立が前提であり、今後内容等が変更となることもあります。予め御了承ください。

1 趣旨

県では、主要な県産農林水産物等の消費拡大を図るため、県内関係団体が取り組む戦略的かつ効果的な消費宣伝活動に要する経費の一部を補助することとし、事業者の公募について、本要領に定めるものです。

2 補助対象団体

主要な県産農林水産物等の消費宣伝活動を行う県内全域に構成員を有する団体

3 補助対象事業及び経費

補助対象となる事業及び経費は、本県の主要な農林水産物等の消費宣伝活動に要する次の内容を満たすものとします。

- (1) 青森県総合販売戦略第4ステージに示す分野別戦略（別紙）と連動していること。
- (2) ターゲットやねらいが明確かつ具体的で、最大の効果が期待できる戦略的な取組となっていること。
- (3) 関係団体や異業種団体等と連携することで、より効率的かつ効果的な消費宣伝になっていること。
- (4) 前年度の取組内容を検証した結果を適切に反映し、創意工夫のある新たな事業にも取り組むこと。
- (5) 自らが主体となって行う事業であり、企画・運営のほとんどを広告代理店等の外部に委託するものではないこと。
- (6) 団体の経常的な取組（人件費、看板の維持管理費等に該当するもの）ではないこと。

4 補助金の額

補助対象経費の総額の3分の1以内とします。ただし、1団体当たりの補助金の上限は25,000千円とします。

5 補助対象期間

補助金交付決定の日から令和6年3月31日までとします。ただし、補助金交付決定前に着手する必要がある場合、別途定める交付要綱に従った手続きを行い、県の承認を受けた場合はこの限りではありません。

6 事業の採択

事業の採択に当たっては、県が設置する「青森県あおりり産品消費宣伝対策強化促進事業」推進委員会において、事業実施希望団体のプレゼンテーションをもとに、委員による事業計画の評価等を行います。

このため、事業計画書の提出後、プレゼンテーションの実施及び評価等の結果を踏まえた事業実施計画書の再提出が必要です。

(事業採択の流れ)

- | | |
|--------|--|
| 4月 6日 | 事業計画書の提出期限 |
| 4月 中旬 | 「青森県あおりり産品消費宣伝対策強化促進事業」推進委員会の開催
・事業実施希望団体のプレゼンテーション
・委員による事業計画の評価等 |
| 4月 下旬 | 事業計画書の再提出 |
| 5月 月上旬 | 実施団体及び事業計画の採択、割当内示 |

7 事業の申込

- (1) 募集期間 令和5年3月13日(月)～4月6日(木) 17時00分
- (2) 申込方法 以下の書類を総合販売戦略課(宣伝・販売グループ)にメール又は郵送で提出してください。
- ① 事業計画書(別紙様式)
 - ② 団体の規約
 - ③ その他必要と認める書類
- (3) 申込先 〒030-8570 青森県青森市長島1丁目1-1
青森県農林水産部総合販売戦略課 宣伝・販売グループ
メールアドレス: hanbai@pref.aomori.lg.jp

8 お問い合わせ先

名 称：青森県農林水産部総合販売戦略課 宣伝・販売グループ

住 所：〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

電 話：017-734-9607

メールアドレス：hanbai@pref.aomori.lg.jp

9 その他

- (1) 採択された事業については、県のウェブサイト等で紹介する場合があります。
- (2) 応募に係る様式は青森県庁ウェブサイト (<http://pref.aomori.lg.jp/>) 及びあおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」からダウンロードできます (<https://www.umai-aomori.jp/>)。